

人の輪

HUMAN CIRCLE

ヒューマン サークル

No.83 発行 岸和田市人権協会 / 岸和田市 / 岸和田市教育委員会
事務局 人権・男女共同参画課 (TEL072-423-9562) / 人権教育課
2021年3月21日(日) 発行



八木南小学校 1年 児童作品



山滝小学校 4年 児童作品



中央小学校 3年 児童作品

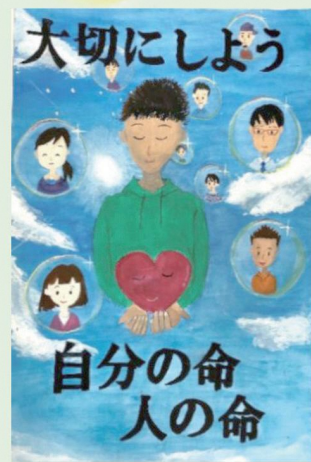


光陽中学校 2年 生徒作品

私たちが、できること

去年は突然の休校があり、子どもたちの当たり前の日常がなくなりました。
目に見えない不安と向き合ってきた子どもたち。
一人ひとりの想いに寄り添っていきたいですね。

令和2年度
「人権を守る作品展」より

東光小学校
5年 児童作品山直北小学校
6年 児童作品

八木小学校 2年 児童作品



産業高等学校 1年 生徒作品

土生中学校
3年 生徒作品

桜台中学校 1年 生徒作品

心の重荷をおろしてみませんか？

大阪府新型コロナ
こころのフリーダイヤル

不安な気持ち、つらい想いを
話してみませんか。

まるいな こころ
0120-017-556

午前 9:30～午後 5:00
【年中無休】

岸和田市人権相談

お話を聴き、解決方法
を一緒に考えます。

072-423-9562

午前 9:00～午後 5:00
【土・日・祝・年末年始を除く】

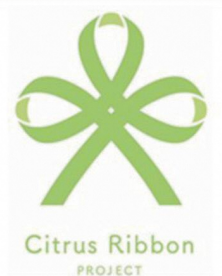


新型コロナウイルス感染症に関する
偏見や差別の防止啓発のため、市庁
舎に懸垂幕を設置しました

シトラスリボンプロジェクトをご存じですか？

たとえ新型コロナウイルス感染症に感染しても、誰
もが地域で笑顔の暮らしを取り戻せる社会に。そんな
願いから生まれたのが「シトラスリボンプロジェクト」
です。リボンはコロナ差別に反対する意思を表します。

感染された方や医療従事者が、家庭や職場、学校など
で「おかえり」と受け入れられる雰囲気をつくり、誰も
傷つかないやさしい社会をめざしましょう。



※シトラスカラー(黄緑色)は運動
発祥の愛媛の柑橘をイメージし
ています

人権問題に関する市民意識調査を実施しました

いただいたご意見は、これからのまちづくりを進めるために
活かしていきます。

調査結果は、今後、市のホームページでお知らせします。
ご協力いただいた市民の皆様に厚く御礼申し上げます。



あらためて考えましょう DV について

新型コロナウイルス感染症に伴う生活の不安やストレスなどから、DV の増加や深刻化が懸念されています。コロナウイルス感染拡大や災害発生など、ひとたび平穏な生活がおびやかされると、日ごろ気づかなかった問題が見えてくることがあります。

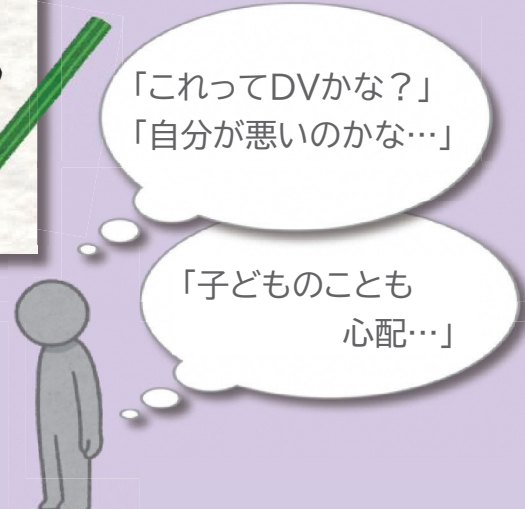


DV は、殴る、蹴るなどの身体的な暴力だけではなく、言葉の暴力や性的な暴力など、さまざまな形があります。

- | | |
|---|--|
| ☐ 大声で怒鳴る | ☐ 生活費を少額しか渡さない |
| ☐ 何を言っても無視する | ☐ 仕事をさせない、やめさせる |
| ☐ LINE やメールを同意なくチェックする | ☐ 嫌がる性行為を強要する |
| ☐ 交友関係を制限する | ☐ 避妊に協力しない |

相談できる場所があります

ひとりでは気がつかなかった解決方法が見つかるかもしれません。もし、身近に悩んでいる人がいたら、相談できる場所があることをお伝えください。



24 時間対応のDV相談(内閣府)

DV相談+(プラス) 0120-279-889

電話・メール: 24 時間対応
チャット相談: 12 時～22 時

つなぐ はやく

詳しくは内閣府ホームページ
をご覧ください。

内閣府 DV



岸和田市のDV相談

★ DV専用相談電話
072-423-6060

9～17 時・FAX 兼用
(土・日・祝日・年末年始を除く)
面接相談も可能です。

★ 法律相談(面接・予約制)
072-423-9438
(前日正午までに要予約)

原則毎月第4火曜日 13～15 時
(1 人 25 分・1 回のみ)
対象: 市内在住の女性

まずは悩みをお聴きします。
これからのことを一緒に考えます。

相談者の状況に応じ、
支援機関を紹介し、情報を提供します。

ご存知ですか?

本人通知制度

～ 登録して守る、自分の個人情報 ～

住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合に、登録者本人に郵送でお知らせする本人通知制度があります。

対象

本市の戸籍及び住民基本台帳に記載されている(いた)人

登録に必要なもの

顔写真付きの本人確認書類

※運転免許証やマイナンバーカード、パスポートなど
※代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は全部事項証明書

(戸籍謄本)などの資格を証明する書類

申請・問合せ先

市民課住民担当 ☎423-9454

令和3年4月1日より、

「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」
が改正され、「事業者による合理的配慮の提供」が義務化されます。

	不当な差別的取り扱い ※1	合理的配慮の提供 ※2
行政機関	禁 止 (してはいけません)	義 務 (しなければなりません)
事業者	禁 止 (してはいけません)	努力義務 ⇒ 義 務

※1: 障害を理由として、正当な理由もなく、サービスの提供をしなかったり、制限したり、条件をつけたりすること

※2: 障害のある人から何らかの配慮を求められたとき、負担になりすぎない範囲で、その人に合った必要な工夫などをすること

<問合せ先> 大阪府福祉部 障がい福祉室障がい福祉企画課 ☎06-6944-6271